

三重の川・海美化事業募金 実施要項

平成30年4月

県土整備部河川課、港湾・海岸課

1 募金目的

河川、海岸、港湾の維持管理を用途として指定した寄附を募り、三重県が管理する河川、海岸、港湾の維持管理財源として活用します。

2 募金の名称

三重の川・海美化事業募金

3 募金団体

津市広明町 13 番地 三重県県土整備部河川課、港湾・海岸課

4 募金期間 随時

5 募金の範囲

三重県内を中心に全国一円

6 募金対象者

募金の趣旨に賛同される個人

7 募金金額

個人 一口 1,000 円（一口以上。何口でも可）

8 募金の申込み方法等

(1) 申込み方法

寄附申込書に所要事項をご記入のうえ、下記のあて先へメール、FAX、郵便等でお申し込みください。

三重県庁 総務部税務企画課（三重県ふるさと応援寄附金窓口）

(2) 送金方法

寄附申込書にて下記のいずれかを指定してください。

① 納付書による送金（後日、県からお送りします。振込手数料はかかりません。）

② 現金書留による送金

③ 県のふるさと応援寄附金のサイト

（<http://www.pref.mie.lg.jp/FURUSATO/>）から、クレジットカード収

納、ペイジー収納、コンビニエンスストア収納ができるシステムをご利用いただけます。この場合、「三重の川・海美化事業募金」をご選択ください。

(3) 寄附金の受領証明書

上記の①、②の場合は、領収書(②の場合は、受領確認後に県から送付。)、その他の方法による場合は、寄附金受領証明書(受領確認後に県から送付。)となります。

9 募金の使途の指定

100(1万円)以上寄附していただく場合は、建設事務所名、場所(市町単位)を指定して寄附することができます。ただし、詳細な場所(具体的な町名や番地)や工種(清掃、しゅんせつ、堤防補修など)は指定できませんのでご了承ください。

10 募金の管理方法

いただいた募金は、三重県が全額を収納のうえ、上記9において指定された場所を所管する建設事務所に維持管理予算として配分し、上記1の目的に活用します。なお、実際に活用する時期は寄付いただいた年度の翌年度以降となります。

11 寄附に対する謝礼等

100(1万円)以上の寄附をいただいた場合は、施工している現場の写真と所轄建設事務所長からの御礼状を送付させていただきます。なお、写真には寄附いただいた方のお名前をお入れすることも可能です。

12 税制上の優遇措置

所得税法第78条第2項第1号に規定する「地方公共団体に対する寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。

寄附金控除を受けるには、領収書または寄附金受領証明書により、確定申告またはふるさと納税ワンストップ特例手続を行っていただく必要があります。